

建築確認申請の受付方法について(お知らせ)

平成 19 年 6 月 20 日に建築基準法が改正されました。改正への円滑な移行と制度内容の十分な周知を図るため、申請者の要望に基づき事前審査を法施行後 1 年間実施しましたが、このたび廃止いたします。

そこで、市へ確認申請をされる場合、受付時に申請者(代理者又は設計者など)の方に、申請図書の不備、各図書相互の整合性及び構造計算適合性判定の要否などを再確認して頂くよう、『確認申請受付チェックリスト』の提出を求めることといたします。

このチェックリストの提出がなくても確認申請の受付はできますが、添付図書等については、規則第 1 条の 3 により事前に申請者が確認する必要があります。

確認申請における受付の迅速化、審査の効率化のために、皆様のご協力をお願いいたします。

法改正後は確認申請の受付後に申請図書の差し替え又は訂正(誤字・脱字等の訂正を除く)は一切できません。このため、提出された確認申請に不適合又は不整合がある場合、確認済証の交付ができませんので、十分に注意して下さい。

【根拠条文】

建築基準法第 18 条の 3 (確認審査等に関する指針等)

・平成 19 年 6 月 20 日 国土交通省告示第 835 号 (確認審査等に関する指針)

建築基準法施行規則第 1 条の 3 (確認申請書の様式)

確認申請書に添付する図書並びに明示すべき事項の規定

平成 20 年 6 月 越谷市都市整備部建築住宅課